

## 京都府中小企業人材確保推進機構設置要綱

### (目的)

第1条 有効求人倍率が高い値で推移する中、企業にとって喫緊の課題である人材不足について、府内経済団体等と行政が緊密に連携し、オール京都体制で府内中小企業の人手不足対策を推進するとともに、WITH コロナ・POST コロナ時代に対応した新しい雇用のあり方を検討するため、京都府中小企業人材確保推進機構（以下「機構」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 機構は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新卒学生を中心とした若年層の人材確保に関する事業
- (2) 高齢者、女性、障害者、留学生等多様な人材の確保に関する事業
- (3) 中小企業における従業員の定着支援、職場環境の改善に関する事業
- (4) WITH コロナ・POST コロナ時代に対応した新しい雇用のあり方の検討に関する事業
- (5) その他、中小企業における人材確保の推進に関する事業

### (組織)

第3条 機構は、別表第1の団体により構成する。

2 機構に代表を置き、京都府副知事の職にあるものを充てる。

3 代表は、全体会議を招集し、会務を総理する。

### (ワーキングチーム)

第4条 第2条に掲げる事項の細部の検討を行うため、テーマに応じ、機構にワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームは、構成団体より選定された者により構成する。

3 ワーキングチームは、必要に応じ、第2条に掲げる事業に関係する他団体等からの出席を求めることができる。

### (研究会)

第5条 第2条に掲げる事項に関する調査及び専門的見地から検討を行うため、機構に研究会を置くことができる。

### (事務局)

第6条 機構の事務局は、京都府商工労働観光部労働政策課内に置く。

### (補 則)

第7条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年3月14日から施行する。

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

<経済・労働者団体>

京都府商工会議所連合会  
京都府商工会連合会  
京都府中小企業団体中央会  
一般社団法人京都経営者協会  
一般社団法人京都経済同友会  
公益社団法人京都工業会  
日本労働組合総連合会京都府連合会

<学識・教育関係>

京都府助言役（参与）〔雇用創出・就業支援担当〕  
公益財団法人大学コンソーシアム京都

<行政機関>

京都労働局  
京都府  
京都市  
京都府市長会  
京都府町村会